

## 兵庫きのご研究会会則施行細則

### (入会手続き)

第1条 会則第5条に定める入会手続きは、次により行う。

- 1.入会希望者は、別紙に定める入会申込書を事務局長に提出する。特段の支障のない限り、事務局長は役員会の承認を得て入会を認める。
- 2.入会希望者は入会申込時に別に定める入会諸費用（入会金、年会費）を会計長に納めなければならない。
- 3.事務局長は入会諸費用納入後会員証を入会申込者に交付する。会員証には会員の氏名、会員の種別、有効期限を明示する。
- 4.小中学生は家族会員としてのみ入会を認める。

### (入会金)

第2条 前条第2項に定める入会金は 1000 円とする。

### (年会費)

第3条 会則第6条に定める年会費は、年額 4000円とする。ただし、会務連絡をPCメールで良いと申告を行った会員（“PCメール会員”とする）は1000円を割引して、年額 3000円とする。

2. 年度途中から入会する者の年会費は、入会日を含む四半期ごとに按分した金額とする。

入会月	1～3	4～6	7～9	10～12
年会費	4000	3000	2000	1000
PCメール会員	3000	2250	1500	750

### (退会手続き)

第4条 会則第8条に定める退会手続きは、別紙退会届を事務局長に提出することとする。

- 2.入会金、会費等の払い戻しは原則として行わない。
- 3.退会者は退会時に会員証を返納しなければならない。

### (休会手続き)

第4条の2 会則第8条の2に定める休会手続きは、別紙休会届を事務局長に提出することとする。

- 2.入会金、会費等の払い戻しは行わない。
- 3.休会期間中は会費を免除し、権利義務の行使は停止する。
- 4.休会期間は原則として2年間を限度とする。

(除名手続き)

第5条 会則第9条に定める除名手続きは、除名された者に除名通知書を送付することとする。

- 2.入会金、会費等の払い戻しは行わない。

(役員の仕事)

第6条 会則第13条に定める役員の仕事は任期中といえども会務の都合、役員の仕事等の事情により、役員会において変更することができる。

(通常総会)

第7条 会則第16条に定める通常総会は、毎年1月末までに開催する。

- 2.会計出納等の状況による決算の遅延など特別の事情があるときは、役員会の議決を経て通常総会開催を2月末までとすることができる。
- 3.前項の場合は、会員に遅滞なく通知しなければならない。
- 4.通常総会の開催においては2週間前までに会員に通知しなければならない。

(臨時総会)

第8条 会則第17条に定める臨時総会の請求は、事務局長宛に行うこととする。

(役員会の会議)

第9条 会則第20条に定める役員会の議決は役員会議において行う。

- 2.役員会議は役員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3.役員会議において議決するため、必要に応じて会員等の出席を求めて意見を聴くことができる。
- 4.役員会議の議決は出席者の過半数の同意を得て行う。

(特例会員)

第10条 正会員のうち次の特例要件の一に該当する者で、第3項により役員会の承認を受けた者は会則第4条に定める特例会員とする。

- (1)会員の住所が遠方であり、通常の行事等の参加が困難である場合(通信会員と呼ぶ)
- (2)学生等であり収入が少なく会費等の負担が困難である場合(学生会員と呼ぶ)
- (3)長期出張、疾病等の理由により、年間を通して本会の行事に参加するのが困難であると役員会が認める者

2.前項特例会員は会則および施行細則の他の条項に拘わらず、次の各号に定める費用を負担するものとする。

(1)入会金 1000 円

(2)年会費 1000 円

3.特例会員は申請にもとづくものとし、該当する会員ごとに役員会で決定する。

4.通信会員は新規加入時には認めないが、正会員からの変更のみ認める。

#### (ブロック担当制)

第 11 条 特定の役員、会員にイベントの段取りの負担が偏るのを解消し、多くの会員の参画によりマンネリ化しない充実したイベントにするため、イベント等の行事担当は各ブロック持ち回り当番とする。ブロックごとにブロック長を定める（ブロック長は役員以外の会員とする）。

2.ブロックごとに会員は行事の企画および実施、報告を行なう。年度当初に総会で、各ブロックが担当する行事を決める。行事实施前に企画を役員会に報告し承認を得ることとする。

3.会計はそれぞれの行事ごとに独立採算で行なう。行事故計の余剰金は一般会計に繰り入れることとする。

4.行事に必要な備品、消耗品は行事故計で購入する。行事故計で購入した備品、消耗品の残余は会へ無償譲渡する。一般会計から行事に必要な備品、消耗品を購入する場合は役員会の承認を得て行なう。

5.ブロックはイベントの企画、統括を担うもので、事前準備や当日の作業は会員全員の積極的な参加で行なうことを基本とする。

6.活動成果として記録を行なうこと。

7.会員のボランティア意思に沿って行なうもので、強要するものでなく、運営困難な場合はイベント中止も選択できる。

#### (慶弔)

第 12 条 会則第 25 条に定める慶弔基準は次の通りとするが、受領辞意が示された場合は取りやめる。

結婚 祝い金 1 万円及び祝電

死亡 霊前 1 万円及び弔電

#### (同乗運賃規定)

第 13 条 イベント等に参加するため、会員同士が同乗する場合の旅費清算ルール

は役員会で決めた指針を基準に同乗者相互で決める。

#### 付則

本施行細則は2001年2月15日から施行する。

本施行細則は2002年2月15日から施行する。

本施行細則は2003年2月15日から施行する。

本施行細則は2004年2月15日から施行する。(2005年1月20日改定、遡及適用)

本施行細則は2007年2月15日から施行する。(通信会員の議決権等役員会で決定)

本施行細則は2008月3日から施行する。(ブロック担当について、同日総会で決議)

本施行細則は2009年2月1日から施行する。(会費の改定について、同日総会で決議)

本施行細則は2011年1月23日から施行する。

本施行細則は2012年1月29日から施行する。

本施行細則は2013年2月3日から施行する。

本施行細則は2017年2月5日から施行する。(会費の改定について、同日総会で決議)